



# 社会保険 大竹事務所通信

2022年1月(Vol.176)

## ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL：<http://osaka-otake.com/>

## ハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

### ◆4月から中小企業もパワハラ防止措置が義務化に

2020年6月1日にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行されました。中小企業については、2022年3月31日まではパワハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ2022年4月1日から義務化されます。

未対応という会社は、すぐにでも確認をしていきましょう。

### ◆パワハラ相談件数増加の企業が最多

一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」（調査期間 2021年9月7日～10月15日、会員企業 400社から回答）によれば、5年前と比較した相談件数として、パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。

すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。

### ◆効果的な取組みの例

本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位3つとして、「コミュニケーション不足」（63.8%）、「世代間ギャップ、価値観の違い」（55.8%）、「ハラスメントへの理解不足（管理職）」（45.3%）が挙げられています。これらへの効果的な取組み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための1on1ミーティング

の実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考にしてみてください。

【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/114.pdf>

## 運転前後のアルコールチェックが義務化されます

一定台数以上の自動車を使用する事業所で選任する安全運転管理者には、運転前に、運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認することが義務付けられています。しかし、運転後に酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられていませんでした。

今年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、安全運転管理者の行うべき業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が義務化されました。その内容は、令和4年4月1日施行と令和4年10月1日施行の2通りあります。

### ◆令和4年4月1日施行の義務

- ① 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよいとされています。

の会場を探し、予約をします。なお、初回と同様に大学等での職域接種の実施も予定されています。

## ◆令和4年10月1日施行の義務

① 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと。

② アルコール検知器を常時有効に保持すること。

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものが含まれます。

【警察庁「安全運転管理者の業務の拡充についてポスター及びリーフレットを掲載しました。」】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/ankanleaflet.pdf>

## 新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）実施

### ◆なぜ3回目が必要？

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）実施について、厚生労働省がお知らせしています。ワクチンの予防効果は時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止および重症化予防の観点から、初回（1回目・2回目）接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

3回目接種は、初回と同様、**無料で受けられます**。

対象者は以下をすべて満たす方全員です。

- 2回目接種を完了した日から、原則8カ月以上経過した方
- 18歳以上の方
- 日本国内での初回接種（1回目・2回目接種）または初回接種に相当する接種（海外や製薬メーカーの治験等での2回目接種）が完了している方

### ◆追加接種までの流れ

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。2回目の接種完了から原則8カ月以上後に接種できるよう、お住まいの市区町村から追加接種用の接種券等が送付されます。初回（1回目・2回目）接種時と同様、実施している医療機関

### ◆ワクチン接種は高い効果があるが、強制ではない

新型コロナワクチン接種を受けることは強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けるものです。ですから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりしてはいけません。厚生労働省では、ワクチン接種に関する情報提供ページを用意し、相談窓口も設置しています。不適切な取扱いのないよう、あらためて社内でルールを確認しておきましょう。

【厚生労働省「追加接種（3回目接種）についてのお知らせ」】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_booster.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html)

## いまどき就活生の意識の変化と企業選びのこだわりとは？

### ◆就活生の意識の変化

長期化するコロナ禍で、学生の就職意識はどのように変化しているのでしょうか。

就職情報大手のディスコの調査によると、2021年10月1日の正式内定解禁日における2022年卒の学生の内定率は、前年（88.6%）よりはわずかに下回るものの、88.4%でした。同社の2023年卒学生に向けたモニター調査では、1学年上の先輩（2022年卒）と比較して、就職戦線をどう見ているかという質問に対して、「非常に厳しくなる」7.1%、「やや厳しくなる」44.0%と、厳しくなると答えた学生は51.1%で、前年同期調査（計93.7%）よりも大幅に減少しています。一方で、「やや楽になる」が急増し（6.0%→48.8%）、「厳しくなる」と見ている学生と、「楽になる」と見る学生がほぼ半々で、見方が分かれています。

### ◆企業選びのこだわり

学生からよく挙がる5項目（社風・人／仕事内容／給与・待遇／勤務地／企業規模）へのこだわり度合いについては、最も「強くこだわる」のが「社風・人」（57.5%）で、「ややこだわる」（34.5%）をあわせると9割（計92.0%）を超えています。「仕事内容」も9

割超（計 91.3%）、次いで「給与・待遇」が計 86.4%、「勤務地」が計 68.6%、「企業規模」は計 56.6%となっています。

つまり、「どこでどれだけのことをしてくれるのか（待遇）」よりも、自発的に「どんな会社（環境）で何がしたいか」を重要視する学生が多いということがうかがえます。

【株式会社ディスコ「23 卒学生の 11 月後半時点の就職意識調査」】

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000570.000003965.html>

## 1月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

### 11日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付  
【郵便局または銀行】  
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和3年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】

### 31日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出【税務署】
- 給与支払報告書の提出＜1月1日現在のもの＞【市区町村】
- 固定資産税の償却資産に関する申告【市区町村】
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、10月～12月分＞【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険料納付＜延納第3期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞【公共職業安定所】
- 固定資産税に係る住宅用地の申告【市区町村】

## 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出【給与の支払者（所轄税務署）】
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え【給与の支払者】

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

年末年始のお休みでリフレッシュできましたでしょうか？私は体重計に乗るのが恐ろしく、なんとなく先延ばしにしております（笑）。

さて、せっかくコロナが落ち着いてきたと思った矢先、またしてもオミクロン株による第6波の兆しが…。もういい加減ウンザリしてしまっていますが、なんとか大きな波にならないよう感染予防の徹底を頑張ってください。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。本年も宜しくお願い致します。（R.0）

## スタッフブログより

### 良かったこと発表

2021-12-28

ただ今弊所では、毎日「良かったこと発表」をしています（まだ始めたばかりですが…）。世の中がどよーんとした中で、どの様に視点を変えて物事を捉えることが出来るか、これを訓練する目的もあります。

日々過ごしていると、有り難いことや恵まれていることを忘れてしまうこと、更にはつい当然の事と思ってしまうことがあります。

こうやって口に出してみると、実は当たり前ではなく良かったことだと気づきます。

そしてそれを皆で共有して、感想を述べ合っています。

ずっと事務所に一緒にいるのに、知らなかった価値観を知ることが出来て、これもまた「良かったこと」です。 おぎの

### 良い仮面の被り方

2022-1-5

皆さんは社会生活の様々な場面で使うため、いくつかの「仮面」をお持ちですか。

先日所内の勉強会で、心理学上の「ペルソナ（自己の外的側面）」ということ学びました。

社会的関係（環境）に対応するため、内的側面を変えることはなかなか難しいが、外的側面を整える（仮面を被る）ことも必要だというお話でした。

「上司としての仮面」「部下としての仮面」「お客様に対する仮面」など

家庭においては「夫の仮面」「父親の仮面」「息子の仮面」「義理の息子（兄弟）の仮面」

挙げていくとキリがなさそうです（汗）。

しかしながら、それぞれの仮面の役割を正しく理解し、適切に使うことができれば周りの人たちと良い関係を築くことができるのかなとも思いました。

では「自分の素（内的側面）」はどこで出したらいいのでしょうか。。

そもそも「自分の元」というものはあるのでしょうか。考え始めたら眠れなくなった 39 のとある夜でした。

昨年から始めたコラムですが、今年も綴って参ります。今年もよろしく願い致します。

にしぐち

### 大竹事務所の存在意義って?!

2022-1-5

『みんなでおいしいごはんを食べる。』

これは弊所の経営理念です。

「経営理念=存在意義」ですが、これを職員さんとも共有するために色々試行錯誤しています。よくある「朝礼での唱和」だけでは暗記しているに過ぎなく、体感としてどうできるかを考えています。

令和3年11月のある土曜日、お休みにもかかわらず多くの職員さんに出て来て頂き、そんな話し合いをしました。

手法として、「うちの強み」や「うちの課題」などを「カード」に一つずつ書いていきました。

事前にアンケートで

「うちが存続し、発展するということは、皆さんにとってどのようなメリット、または意味を持つとお考えですか？」などもお聞きして、当日に臨みました。

3時間ほど「ああでもないこうでもない」と1枚ずつ書いたカードを、A0サイズの大きな模造紙に、みんなでペタペタ貼っていくワークをしていきました。

最終的に、職員さんの幸せにつながることを、事務所としても追及していかなきゃいけないなあと改めて実感しました。

そしてそれを、みんなとも共有できました。

私にとっても、すごく良い時間でした♪

是非とも、皆さまの会社でもやってみて下さい。もしもであれば、私もお手伝い致します。

絶対にお勧め致します！

おおたけ